

平成17年12月12日

第8回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会レジュメ テーマ「協働、コミュニティ」

1 協働、コミュニティ

< 論点 >

協働の理念（協働のあり方）、協働する主体（誰と誰が）、協働の仕組み（どのように）など、自治基本条例にどのように盛り込むべきでしょうか。

< 施策等の現状 >

「協働・コミュニティに関する主な施策等」も参考としてください。

< 各区の例 >

杉並区自治基本条例

第25条第2項 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

「区民等」とは、「区民及び事業者」のことです。また、「協働」とは、「地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むこと」と定義しています。

「文の京」自治基本条例

第3条 各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。

第40条 各主体は、協働・協治の推進に当たっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。

第41条 各主体は、多様な取組や活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。

第42条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・協治の推進のしくみをつくる。

「各主体」とは、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれ」のことをいいます。また、「区民等」とは、「区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者」のことをいいます。

足立区自治基本条例

第9条 区は、協働による区政運営を進めるため、区民の参画を保障する仕組みを整備しなければならない。

「区民」とは、「区内に在住、在勤又は在学する者及び区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものをい」います。また、「協働」とは、「区民及び区が、それぞれに果たすべき責務と役割を自覚しながら、対等の立場で相互に補完し、協力して取り組むこと」と定義しています。

中野区自治基本条例

第2条第5項 公益のために活動する区民の団体と区とは、その共通する目的を達成するため、協力し合う。

中野区自治基本条例には、「協働」の文言はありません。

2 地域合意

< 論点 >

地域合意について、自治基本条例に盛り込むべきことがあるでしょうか。

< 練馬区まちづくり条例 >

現在開会中の平成17年第四回練馬区議会定例会において、「練馬区まちづくり条例」が審議されています。

区長が提出した条例案のうち、「第4章 地区まちづくり・テーマ型まちづくり等の推進」を抜粋していますので、参考としてください。

< 各区の例 >

足立区自治基本条例

第19条第1項 区は、区内のそれぞれの地域の個性を尊重し、自主性が生かされるような区政運営に努めるものとする。

中野区自治基本条例

第17条 区は、区民の自治の活動を推進するため、区民が地域の課題解決に向けて自ら守るべきものとして合意した事項を尊重するものとする。